

平成27年02月05日

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部
安全保障貿易管理課 風木課長殿
安全保障貿易審査課 長濱課長殿
写し) 安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿、草刈係長殿
安全保障貿易審査課 相川課長補佐殿、阿部統括審査官殿、
伊藤課長補佐殿

東南アジア向けストック販売に関する規制強化の見直しについて

(工作機械に対する移設検知装置搭載義務化の撤廃要望)

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
材料加工専門委員会 工作機械分科会
主査 柴田 明仁

工作機械の「ろ地域」向けストック販売に関して下記の通り要望いたします。
よろしくご検討下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 要望内容

該当工作機械のストック販売において、移設検知装置が必須となった「ろ地域」の仕向地のうち、インドネシア・シンガポール・タイ・台湾・フィリピン・ベトナム・マレーシアの7カ国については移設検知装置不要としていただけよう要望します。

2. 理由

平成26年3月17日付けで経済産業省安全保障貿易管理のホームページのQ&Aに「ろ地域」向けの該当工作機械のストック販売に関する項目が追加され、ストック販売を認める条件として移設検知装置の搭載が義務付けられました。

移設検知装置を搭載することにより中国・インド等向けにストック販売が可能になったことは貿易管理上合理的と考えますが、他方、今までストック販売を認めてもらっていた核兵器の開発に関わっていない国向けに対しても移設検知装置が必須となったことは大幅な輸出規制強化であり、輸出後の工作機械の管理の面で欧米諸国の工作機械メーカーに比べて既に大きな負担を

強いられている日本の工作機械業界の負担を更に大きくするものであります。

例えばC I S T E Cの材料加工専門委員会のアンケートでは、小型旋盤では移設検知装置を搭載すればコスト的な競争力が全く無くなることや、移設検知装置のパスワード入力者の限定はサービス網が整備されていない会社にとっては日本からの出張作業を余儀なくされること、また、ストック機の誓約書違反が絶えないことで一律に移設検知装置の搭載を義務付けることは真面目な現地代理店にも負担をかけることになる等の回答が寄せられています。

移設検知装置の搭載義務付けは誓約書違反が絶えないからとのことですが、誓約書違反事例に対するペナルティであれば違反を起こした現地代理店に限って厳しくするべきであり、ストック販売の条件として一律に移設検知装置の搭載を義務付けることは行き過ぎと考えます。

要望の7カ国は日本と密接な関係があり工作機械の需要も多い地域です。核兵器の開発に関わっていない7カ国だけでも移設検知装置無しでストック販売可能としていただけるようお願いいたします。

以上